

公益財団法人 ひろしまドナーバンク

賛助会員ならびに賛助会費規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人ひろしまドナーバンク定款第36条の規程に基づく賛助会員（以下「会員」という。）ならびに賛助会費（以下「会費」という。）の額および管理運用について定めるものとする。
- 第2条 会員の入会申込書および退会届の様式は別に定めるとおりにする。
- 第3条 会員の種類および会費の基準額は次のとおりとする。
(1)法人会費 一口年額 10,000 円
(2)個人会費 一口年額 3,000 円
- 第4条 入会した会員は、その月の属する年度分の会費をその年度内に納入し、原則として分割納入はできないものとする。
- 第5条 会費の納入は、理事長の指定する金融機関の口座により受入れるものとする。
- 第6条 会費が3年間連続して納入がない場合は自然退会とする。
- 第7条 会員には、毎年事業実績、決算書を報告するものとする。
- 第8条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならないものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月17日から施行する。

